



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 告示

- 1200 平成17年度クリーニング師試験の実施(生活衛生課)
- 1201 特定非営利活動法人の設立認証の申請
(NPO協働推進課)
- 1202 児童福祉法による指定居宅支援事業者の変更
(障害福祉課)
- 1203 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取し
た意見の概要 (商工振興課)
- 1204 貸金業の業務の停止 (")
- 1205 " (")
- 1206 換地を定めない土地の指定 (農村計画課)
- 1207 漁業災害補償法による特定第2号漁業者の同意成立
の届出 (水産振興課)
- 1208 平成17年和歌山県告示第1174号(行政処分の公開に
よる聴聞)の一部改正 (資源管理課)
- 1209 平成17年和歌山県告示第1175号(行政処分の公開に
よる聴聞)の一部改正 (")
- 1210 平成17年和歌山県告示第1176号(行政処分の公開に
よる聴聞)の一部改正 " (")
- 1211 平成17年和歌山県告示第1177号(行政処分の公開に
よる聴聞)の一部改正 " (")
- 1212 平成17年和歌山県告示第1178号(行政処分の公開に
よる聴聞)の一部改正 " (")
- 1213 河川敷地の公用廃止 (河川課)

○ 訓令

- *33 和歌山県立こころの医療センターに勤務する職員の
勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令
(医務課)

○ 公告

- 入札公告 (公共建築課)

告 示

和歌山県告示第1200号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定により、平成17年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成17年8月19日

和歌山県知事 木村良樹

1 試験の日時

平成17年11月18日(金)午前10時20分から

2 試験場所

和歌山県民文化会館(和歌山市小松原通一丁目1番地)

3 受験願書の提出期間

平成17年10月18日(火)から平成17年10月25日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)とし、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、郵送による場合は、平成17年10月25日までの消印のあるものに限り有効とする。

4 受験願書の提出先

県内居住者は居住地を所管する保健所(支所)に、県外居住者は和歌山県環境生活部食の安全局生活衛生課に提出すること。

5 試験手数料

7,000円(和歌山県証紙を受験願書にはり付けること。)

6 合格発表

平成17年12月2日(金)午前9時に県庁東別館に受験番号により掲示するとともに合否について受験者に郵送で通知する。また、和歌山県ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/>)においても発表する。

7 得点の開示

個人の科目別得点及び総合得点を次のとおり本人に限り開示する。

(1) 期間

平成17年12月2日(金)から平成17年12月22日(木)までの土曜日及び日曜日を除く日の午前10時から午後5時まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部食の安全局生活衛生課及び各保健所(支所を含む。)

(3) 持参品

受験票又は合格した方は合格証書及び運転免許証等の本人であることが確認できる書類

8 その他

(1) 受験願書の用紙は、和歌山県環境生活部食の安全局生活衛生課又は各保健所(支所)において交付する。

(2) 試験についての問い合わせは、和歌山県環境生活部食の安全局生活衛生課(電話073-432-4111 内線2620)又は各保健所(支所)へ行うこと。

和歌山県告示第1201号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年9月27日まで縦覧に供する。

平成17年8月19日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請年月日

平成17年7月27日

2 名称

特定非営利活動法人桃源郷スポーツクラブCome・Come

3 代表者の氏名

高岡稔

4 主たる事務所の所在地

那賀郡桃山町大字最上1147番地4

5 定款に記載された目的

この法人は、だれもが、身近なところで、スポーツができることを目指し自発的・主体的運営によりスポーツ振興に関する事業を行い、他団体と連携を図りながら広く地域住民の自立的な社会活動とともに、食育教育推進のため地域の農産物を使った新しい加工品開発、加工体験指導、多世代交流等を通じ内外、都市との交流並びに地域社会全体の活性化に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1202号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の20の規定に基づく指定居宅支援事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第21条の23第2号に基づき公示する。

平成17年8月19日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 事 業 所	変 更 事 項	新	旧	変 更 年 月 日
通園 みらい	事業所の所在地	御坊市藪500	御坊市熊野269	平成17.7.1

和歌山県告示第1203号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成17年8月19日

和歌山県知事 木村良樹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ニトリ和歌山店

和歌山市北島字鶴ノ島344-1

和歌山市狐島字南沙畑691-20

2 意見の概要

- (1) 騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び和歌山県公害防止条例を遵守してください。
- (2) ごみの集積場所については、悪臭や飛散に関して十分注意し、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう配慮してください。また、分別収集にご協力願います。
- (3) 屋外広告物を掲出する場合は、和歌山市屋外広告物条例を遵守してください。

また、良好な市街地の形成を図るため、敷地内の緑化推進にご協力ください。

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市産業部商工振興課(和歌山市七番丁23)

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成17年8月19日から平成17年9月20日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1204号

次の貸金業者に対して貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第36条第1項の規定により、平成17年8月14日から平成17年10月12日までの間の60日間、貸金業の業務(弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。)を停止する(ただし、停止期間中に貸金業務取扱主任者研修修了証書の提出があれば、停止期間を当該提出日までに短縮する。)ことを、平成17年8月11日に命じたので、同法第41条の規定により公告する。

平成17年8月19日

和歌山県知事 木村良樹

番号	商号又は名称	氏 名	主たる営業所等の所在地	登 録 番 号	登録年月日
1	かねます商事	島倉弘一郎	田辺市新万4番9号	和歌山県知事(7)第00578号	平成14年12月10日
2	丸由商事	濱野由行	和歌山市市小路97番地 幸福荘11号	和歌山県知事(5)第00894号	平成14年12月12日

3	紀南商事	南吉乘	和歌山市津秦217番地の13 第2山川マンション2B	和歌山県知事(5)第00897号	平成14年12月13日
4	日高商事	堀口諦	日高郡みなべ町晩稲344番地	和歌山県知事(5)第01005号	平成16年12月9日
5	山庄商事	山本庄司	日高郡みなべ町清川3725番地の1	和歌山県知事(3)第01144号	平成14年12月20日
6		山田博	和歌山市六十谷438番地	和歌山県知事(3)第01157号	平成15年4月22日
7		鈴木義夫	伊都郡高野町口伏原1025番地の7	和歌山県知事(3)第01199号	平成16年3月12日
8	東信商事	中井修	和歌山市弘西70番地の1	和歌山県知事(3)第01203号	平成16年3月12日
9		木村博	東牟婁郡串本町鬮野川1277-1	和歌山県知事(1)第01343号	平成14年10月29日
10	フィールド	藤崎昇	和歌山市市小路102 第2美恵荘6号	和歌山県知事(1)第01373号	平成15年10月9日
11		井田英一	橋本市岸上443番地	和歌山県知事(1)第01375号	平成15年10月16日

和歌山県告示第1205号

次の貸金業者に対して貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第36条第1項の規定により、平成17年8月14日から平成17年9月3日までの間の21日間、貸金業の業務(弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。)を停止する(ただし、停止期間中に貸金業務取扱主任者研修修了証書の提出があれば、停止期間を当該提出日までに短縮する。)ことを、平成17年8月11日に命じたので、同法第41条の規定により公告する。

平成17年8月19日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 商号又は名称 なし
- 2 氏名 福田博己

- 3 主たる営業所又は事務所の所在地 和歌山市向33番地 センチュリーコート紀ノ川115号
- 4 登録番号 和歌山県知事(2)第01247号
- 5 登録年月日 平成14年9月3日

和歌山県告示第1206号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を、平成17年8月1日付けで換地を定めない土地として指定したので、その旨を公告する。

平成17年8月19日

和歌山県知事 木村良樹

市町村	大字	字	地番	地目	用途地	積	摘	要
印南町	津井	駒ノ口	531	山林	山林	850		

和歌山県告示第1207号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項の規定により、共済契約締結の申込み又は規約の設定について特定第2号漁業者の同意成立の届出があり、審査したところ適正であると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年8月19日

和歌山県知事 木村良樹

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

加入区	区域	区分
南塩屋加入区	御坊市漁業協同組合の区域のうち南塩屋地区	一本釣漁業を主とする漁業(昭和60年和歌山県告示第54号において設定された法第104条第2号に掲げる漁業のうち御坊市漁業協同組合の区域のうち南塩屋地区に係る一本釣漁業を主とする漁業)

加太刺網加入区	加太漁業協同組合の地区	総トン数10トン未満の動力を使用し、主として刺網を行う漁業(昭和56年和歌山県告示第668号において設定された法第104条第2号に掲げる漁業のうち加太漁業協同組合の地区に係る総トン数10トン未満の動力を使用し、主として刺網を行う漁業)

和歌山県告示第1208号

平成17年和歌山県告示第1174号(行政処分)の公開による聴聞)の一部を次のように改正する。

平成17年8月19日

和歌山県知事 木村良樹

第1項中「平成17年8月22日(月)午前10時から」を「平成17年8月25日(木)午前10時から」に改める。

第2項中「和歌山県庁A会議室」を「和歌山県庁C会議室」に改める。

和歌山県告示第1209号

平成17年和歌山県告示第1175号(行政処分の公開による聴聞)の一部を次のように改正する。

平成17年8月19日

和歌山県知事 木村良樹

第1項中「平成17年8月23日(火)午前10時から」を「平成17年8月25日(木)午後1時から」に改める。

第2項中「和歌山県庁A会議室」を「和歌山県庁C会議室」に改める。

和歌山県告示第1210号

平成17年和歌山県告示第1176号(行政処分の公開による聴聞)の一部を次のように改正する。

平成17年8月19日

和歌山県知事 木村良樹

第1項中「平成17年8月24日(水)午前10時から」を「平成17年8月25日(木)午後3時から」に改める。

和歌山県告示第1211号

平成17年和歌山県告示第1177号(行政処分の公開による聴聞)の一部を次のように改正する。

平成17年8月19日

和歌山県知事 木村良樹

第1項中「平成17年8月25日(木)午前10時から」を「平成17年8月26日(金)10時から」に改める。

第2項中「和歌山県庁C会議室」を「和歌山県庁A会議室」に改める。

和歌山県告示第1212号

平成17年和歌山県告示第1178号(行政処分の公開による聴聞)の一部を次のように改正する。

平成17年8月19日

和歌山県知事 木村良樹

第1項中「平成17年8月26日(金)午前10時から」を「平成17年8月26日(金)午後1時から」に改める。

和歌山県告示第1213号

河川工事により廃川敷地が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示す

る。

その関係図面は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に備え置いて縦覧に供する。

平成17年8月19日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 河川の名称 一級河川高川
- 2 廃川敷地が生じた年月日 平成17年8月19日
- 3 廃川敷地の位置 和歌山市府中宇道ノ瀬1216番2地先外
- 4 廃川敷地の種類及び面積 土地 2,306.15㎡

訓 令

和歌山県訓令第33号

福 祉 保 健 部

和歌山県立こころの医療センター

和歌山県立こころの医療センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年8月19日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県立こころの医療センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

和歌山県立こころの医療センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程(平成14年和歌山県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「交替制勤務に服する職員」の次に「及び第3項に規定する特例勤務時間職員」を加え、同条第3項中「一般勤務に服する」を削り、同項第1号中「職員」の次に「(以下「栄養職員」という。)」を加え、同項第2号中「職員」の次に「(以下「リハビリテーション職員」という。)」を加え、同項に次の2号を加える。

(3) ナイトケア業務に従事する医師(以下「ナイトケア医師」という。)

(4) ナイトケア業務に従事する医師以外の職員(以下「ナイトケア職員」という。)

第3条の見出し中「一般勤務に服する職員」の次に「及び特例勤務時間職員」を加え、同条第1項中「(特例勤務時間職員を除く。)」を削り、同項第3号中「午後零時から」を「正午から」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特例勤務時間職員の勤務時間等については、次の表に定めるところによる。この場合において、個々の職員の区分は、和歌山県立こころの医療センター院長(以下「院長」という。)が指定するものとする。

職 員 の 区 分	勤 務 時 間	休 憩 時 間	休 息 時 間
-----------	---------	---------	---------

栄養職員及びリハビリテーション職員	休憩時間を除き、午前9時から午後5時45分までとする。	午後零時15分から午後1時までとする。	正午から午後零時15分まで及び午後5時30分から午後5時45分までとする。
ナイトケア医師	休憩時間を除き、午前11時30分から午後8時15分までとする。	午後3時15分から午後4時までとする。	午後3時から午後3時15分まで及び午後8時から午後8時15分までとする。
ナイトケア職員	休憩時間を除き、正午から午後8時45分までとする。	午後2時45分から午後3時30分までとする。	午後2時30分から午後2時45分まで及び午後8時30分から午後8時45分までとする。

第4条第1項中「和歌山県立こころの医療センター院長(以下「院長」という。)」を「院長」に改め、同項の表看護部長職員及び看護副部長職員の部中「午後零時から」を「正午から」に、「午後零時まで」を「正午まで」に改め、同部に次のように加える。

第6	休憩時間を除き、午前6時30分から午後3時15分までとする。	午前10時から午前10時45分までとする。	午前8時から午前8時15分まで及び午後1時から午後1時15分までとする。
第7	休憩時間を除き、午前10時30分から午後7時15分までとする。	午後2時から午後2時45分までとする。	正午から午後零時15分まで及び午後5時から午後5時15分までとする。

第4条第1項の表看護職員の部中「午後零時から」を「正午から」に改め、同部に次のように加える。

第4	休憩時間を除き、午前6時30分から午後3時15分までとする。	午前10時から午前10時45分までとする。	午前8時から午前8時15分まで及び午後1時から午後1時15分までとする。
第5	休憩時間を除き、午前10時30分から午後7時15分までとする。	午後2時から午後2時45分までとする。	正午から午後零時15分まで及び午後5時から午後5時15分までとする。

附 則

この訓令は、平成17年9月1日から施行する。

公 告

入 札 公 告

紀三井寺公園野球場夜間照明整備工事の入札について、受注希望公募型競争入札を行うので次のとおり公告する。

平成17年8月19日

和歌山県知事 木村良樹

1 入札に付する工事の概要

- (1) 工事年度・工事番号 平成17年度野整第1号
- (2) 工事名 紀三井寺公園野球場夜間照明整備工事
- (3) 工事場所 和歌山市毛見地内
- (4) 工事概要 下記の夜間照明設備設置工事他
 施設概要 用途 野球場
 総面積 19,280㎡
 グラウンド 12,477㎡
 スタンド 6,803㎡
 本塁センター間 120m
 両翼本塁間 93m
 収容人員 15,000人
- (5) 工期 平成18年3月15日まで
- (6) 予定価格 321,180,300円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (7) 調査基準価格 273,003,255円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (8) 施工形態 特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)

(9) 本工事は、設計及び工事を一括して発注する設計・施工一括発注方式の試行工事である。

(10) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。

(11) 支払条件 前払金 有
 部分払 有

(12) 契約の保証 要

(13) 議会の議決 不要

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満足する共同企業体であること。

(1) 共同企業体の構成員は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

ウ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。

エ 建設業法に基づく電気工事業の特定建設業の許可を受け5年を経過している者であること。

オ 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱(平成14年5月22日制定。以下「審査要綱」という。)第3条第2項に規定する電気工事の総合点数が、和歌山県に主たる営業所(「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。)を有する者には850点以上、その他の者には1,000点以上であること。

カ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要

綱(平成16年6月15日制定)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

キ 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱(平成16年4月1日制定)に基づく指名除外を受けていない者であること。

ク 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(2) 共同企業体の結成に当たっては、次の要件をすべて満たしていること。ただし、各構成員は、2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

- ア 一共同企業体の構成員数は、2者であること。
- イ 一構成員当たりの出資比率は、30%以上であること。
- ウ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。
- エ 県内に主たる営業所を有する者を必ず含むこと。
- オ 一共同企業体の代表幹事となる者は、審査要綱第3条第2項に規定する電気工事の総合点数を1,000点以上有し、自社でJ I S(日本工業規格)Z9120に規定する「硬式野球・公式競技」区分以上のナイター照明機器の製造及び設計を行うことができる者で、平成7年度以降にグラウンド面積が10,000㎡以上の野球場のナイター照明設備工事(以下、照明設備工事という)の施工実績(施工中のものを除く。)を有すること。
- カ 一共同企業体の代表幹事となる者は、専任の監理技術者を配置すること。
- キ 一共同企業体の代表幹事となる者から、平成7年度以降に、照明設備工事の設計経験を有する主任技術者を配置して設計を行うこと。(当該設計の一括下請けは禁止する。)
- ク 一共同企業体の代表幹事以外の構成員については、国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。
- ケ 監理技術者及び主任技術者は、この公告の日以前に採用され、引き続き雇用されている者であること。
- コ 一共同企業体で電気工事の監理技術者資格者が5名以上在籍すること。

3 入札参加手続等

(1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。

(2) 技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

ア 交付期間 平成17年8月19日(金)から平成17年9月15日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年条例第39号)第1条に規定す

る県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時まで

イ 交付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課

電話番号 073-441-3244(直通)

(3) 技術提案仕様書等の閲覧期間及び閲覧場所

ア 閲覧期間 (2)のイに同じ。

イ 閲覧場所 (2)のイに同じ。

(4) 技術提案仕様書等に対する質問及び回答

ア 受付期間 平成17年8月29日(月)午前10時から平成17年8月31日(水)午後5時までの3日間

イ 受付方法 建設工事に係る受注希望公募型競争入札(事後審査・郵送方式)実施要領(平成17年7月25日制定。以下「実施要領」という。)に定める質問書により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

ウ 受付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課

ファクシミリ番号 073-424-2166

e-mail e0826001@pref.wakayama.lg.jp

エ 回答期間 平成17年9月5日(月)から平成17年9月7日(水)までの3日間

オ 回答の閲覧方法 和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081200/nyusatsu/kaitou-kimiidera.html>)に掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 入札書等提出期間及び提出先

ア 提出期間 平成17年9月9日(金)から平成17年9月15日(木)まで

イ 提出先 〒640-8799

和歌山中央郵便局留

和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課

(2) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。

(ア) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書の中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事

場所、共同企業体名、共同企業体代表幹事の建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・ファクシミリ番号)を記載すること。

(ウ) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、技術資料、工事費内訳書及び低入札価格調査基準価格を下回った応札を行う者は低入札価格調査実施要領(平成16年6月15日施行)に基づく各様式を入れ、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、共同企業体名、共同企業体代表幹事の建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・ファクシミリ番号)を記載すること。

(エ) 入札書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により、郵送すること。

(オ) 入札書等は、提出期間内に到達するように郵送すること。ただし、提出期間の開始の日から終了の日までの受領日付が外封筒に表示されたものは、提出期限までに到達したものとする。

イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

エ 提出された技術資料の返却はしない。

オ 申請書及び資料の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

カ 提出された資料のヒアリングは、原則として行わない。ただし、必要と認められる場合は、この限りでない。

(3) 入札書等の不受理について

実施要領第13条に掲げる入札書等は、不受理とする。

(4) 入札書の無効について

実施要領第14条に掲げる入札は、無効とする。

(5) 失格について

実施要領第15条の各号に該当する者は、失格とする。

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とする。

ア 開札日時 平成17年9月16日(金)午後1時30分から

イ 開札場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県民文化会館4階407号室

(2) 開札状況の公表予定

公表日 平成17年9月16日(金)

(3) 落札予定について

落札予定日 平成17年9月22日(木)

(4) 入札結果の公表

落札決定の翌日

(5) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、和歌山県ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp>)に掲載するとともに、発注機関において閲覧により公表するものとする。

6 審査に関する事項等

(1) 資格審査について

入札参加資格に係る審査は、競争入札技術審査会において審査するものとする。

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。

なお、その際の着目点は、次のとおり。

評価項目	着目点
ア 施工実績	代表幹事 平成7年度以降に、JIS(日本工業規格)29120に規定する「硬式野球・公式競技」区分以上のナイター照明機器の製造実績 平成7年度以降に、グラウンド面積が10,000㎡以上の野球場のナイター照明設備の施工実績(施工中のものを除く。)
イ 技術者評価	代表幹事 設計の配置予定技術者 平成7年度以降に、JIS(日本工業規格)29120に規定する「硬式野球・公式競技」区分以上のナイター照明設備の設計実績 工事の配置予定技術者の資格(監理技術者) 代表幹事以外の構成員 工事の配置予定技術者の資格(主任技術者)
ウ 技術提案書	技術提案仕様書の内容を満たしているか。

7 落札者の決定方法

予定価格(消費税及び地方消費税を除く。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした適格者(低入札価格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。)を落札者とする。

8 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

9 留意事項

入札の適正な競争性を確保するため、1者のみが参加した入札は取り止めることとする。

10 その他

本件に係る官公庁諸手続は請負者が行い、これに関する費用は請負者の負担とする。

11 外封筒及び中封筒貼り付け用紙の記載例

〒640-8799

和歌山中央郵便局留

和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課 行

開札日	平成17年9月16日
工事年度・工事番号	平成17年度野整第1号
工事名	紀三井寺公園野球場夜間照明整備工事
工事場所	和歌山市毛見 地内

共同企業体名 _____ 特定建設工事共同企業体

共同企業体代表幹事の建設業許可番号 _____

担当者の所属及び氏名 _____

担当者連絡先(電話番号) _____

担当者連絡先(ファクシミリ番号) _____